

令和2年5月19日

報道関係者 様

島原市立中学校の部活動の取扱いについて

このことについて、下記のとおりといたしますので、お知らせします。

記

- 1 部活動対外試合等、他校との交流中止を段階的に解除する。
 - (1) 5月19日(火)～5月24日(日)まで、他校との交流を市内の中学校とする。
 - (2) 5月25日(月)から他校との交流を県内の学校とする。
(学校単独チームを含め、宿泊を伴う合宿は不可とする。)

部活動が再開して間もないことから、交流の範囲を市内から県内へと段階的に拡大することにより、生徒への過重負担等への軽減を図る。

※ 18日からの島原半島内交流の調整がつかず、今回の決定となりました。

(参考) 別添学校長あて文書

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市教育委員会 学校教育課 中尾 優介
電話：0957-68-5472
E-mail：gakkyo@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

島原市立小・中学校長 様

令和2年5月18日

島原市教育委員会

島原市立中学校の部活動の取扱いについて（通知）

このことについて、以下のとおり決定したので通知する。

記

1 事由

5月14日、改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づき、本県へ出されていた緊急事態宣言が解除されたことを受けて、本市教育委員会としては、中学校部活動の対外試合等について次の対応をする。

2 部活動対外試合等の中止解除の期日

5月19日（火）

3 対外試合の範囲

5月24日（日）まで、対外試合等、他校との交流の範囲を市内の中学校とする。

5月25日（月）から他校との交流を県内の学校とする。

（学校単独チームを含め宿泊を伴う合宿は不可とする。）

4 感染拡大防止対策

（1）検温及び健康観察の徹底

（2）練習前・休憩時・練習後の手洗いの徹底

（3）練習前後、移動中など可能な限りマスク着用の徹底

（4）屋内施設を用いる場合のこまめな換気の徹底

（5）更衣室や部室などにおける可能な限りの三密の回避

（6）給水用のボトル・コップ、汗ふきタオルなど共用の禁止

5 その他

（1）本通知は、現時点での見解であり、今後対外試合等の範囲の変更があった場合は、その都度連絡する。

（2）社会体育についても、同様とする。